

山 監 第 N 3 1 0 4 - 5 号

平成 2 7 年 (2015 年) 6 月 1 9 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成26年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(成長戦略室関係)

1 市民館

[問題点 行政財産管理について]

行政財産使用許可申請に基づく減免措置の事務手続に一部不適切なものがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

[改善措置]

行政財産使用許可申請に基づく減免措置の事務手続きに当たっては、関係法令等を遵守し、適切な措置に努めます。